

株式移転に関する事後開示事項
(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び
第 815 条第 3 項第 3 号に基づく事後開示書類)

GMO TECH ホールディングス株式会社
GMO TECH 株式会社
GMO デザインワン株式会社

2025年10月 1 日

株式移転に関する事後開示事項

GM0 TECHホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 鈴木 明人

GM0 TECH株式会社
代表取締役社長 鈴木 亮一

GM0 デザインワン株式会社
代表取締役社長 高畠 靖雄

GM0 TECH株式会社（以下「GM0 TECH」といいます。）及びGM0デザインワン株式会社（2025年10月1日付で、株式会社デザインワン・ジャパンより社名変更。以下「デザインワン」といい、以下、GM0 TECHとデザインワンを総称して、「両社」といいます。）は、2025年7月30日開催のGM0 TECHの臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会並びに同日開催のデザインワンの臨時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025年10月1日をもって、株式移転設立完全親会社であるGM0 TECHホールディングス株式会社（以下「GM0 TECH HD」といいます。）を設立する共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転が効力を生じた日
2025年10月1日
2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過
両社のいずれにおいても、会社法第805条の2の規定により本株式移転をやめることを請求した株主はありませんでした。
3. 本株式移転における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過
 - （1）会社法第806条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
 - ① GM0 TECHにおける手続の経過
GM0 TECHは、2025年8月12日より、会社法第806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、株主に対し公告を行いました。が、会社法第806条第1項その他の法令に基づき有効な株式の買取りを請求した株主はありませんでした。
 - ② デザインワンにおける手続の経過
デザインワンは、2025年7月30日より、会社法第806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、株主に対し公告を行いました。が、会社法第806条第1項その他の法令に基づき有効な株式の買取りを請求した株主はありませんでした。
 - （2）会社法第808条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
両社のいずれにおいても該当事項はございません。
 - （3）会社法第810条（債権者の異議）の規定による手続の経過
両社のいずれにおいても該当事項はございません。
4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数
GM0 TECH 普通株式 : 1,100,620株

GM0 TECH A種種類株式 : 55株
デザインワン 普通株式 : 15,202,100株

5. その他本株式移転に関する重要な事項

- (1) GM0 TECH HDが、本株式移転に際して発行する株式は、普通株式1,328,651株及びA種種類株式55株であります。GM0 TECH HDは、GM0 TECHの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同社の株主に対し、その所有する同社普通株式1株につきGM0 TECH HDの普通株式1株を、その所有する同社A種種類株式1株につきGM0 TECH HDのA種種類株式1株を、デザインワンの発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同社の株主に対し、その所有する同社普通株式1株につきGM0 TECH HDの普通株式0.015株を割当交付いたしました。
- (2) 本株式移転の結果、GM0 TECH HDは、資本金100,000,000円、資本準備金が0円、利益準備金が0円となりました。
- (3) GM0 TECH及びデザインワンは、株券を発行していませんので、会社法第219条第1項第8号の規定による公告及び各別の通知を行っていません。
- (4) GM0 TECH HDの普通株式は、2025年10月1日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。なお、GM0 TECH及びデザインワンの普通株式は、2025年9月29日をもって、東京証券取引所グロース市場及びスタンダード市場においてそれぞれ上場廃止となりました。

以上